

## 最優秀答案

回答者 S.E

### 第1 設問1について

1 B及びCは、甲社の代表取締役及び取締役であるにもかかわらず、以下に検討するように、会社法（以下、法文名は省略する）356条1項1号に定める競業避止義務、356条1項3号に定める利益相反取引禁止義務、及び、善管注意義務（330条、民法644条）、忠実義務（355条）といった任務を懈怠し、これにより、甲社に損害を与えたものとして、423条1項による損害賠償責任が認められないか。

2 まず、B及びCは、甲社取締役であるから、「役員等」にあたる。（423条1項）。

3(1)ア 次に、B及びCにおいて、「任務を怠った」と認められるか。

イ まず、B及びCが取締役として就任している乙社に対し、Bが甲社代表取締役として、本件でプリンターを売却した行為が、取締役が「自己又は第三者のために株式会社と取引」をしたものとして、利益相反取引とならないかが問題となる。

これにつき、利益相反取引にあたるか否かは、行為を客観的、外形的にみて、会社の利益と、取締役の個人的利益が衝突し、会社の犠牲において、取締役が利益を得る関係にあるかにより判断すべきと考える。

ウ 本件では、本件プリンターは、国内に数台しかない甲社の業務遂行上、営業活動に必要不可欠のものであったと認められるところ、B及びCは、甲社の行っていた営業を、甲社株主Aを排除したうえで、自身が取締役をつとめる乙社において行う目的をもって、その営業活動のために甲社より購入したものであるから、甲社の利益を犠牲に、B、Cが取締役をつとめる乙社の利益をはかる関係にあったと認められ、利益相反取引にあたるといえる。（356条1項3号）。

エ 423条3項2号1号より、B及びCは、利益相反取引を決定した取締役、利益相反に係る取締役として、任務を懈怠したものと推定されることとなるため、これをくつがえす事情のない本件では、B、Cには任務懈怠があったといえる。

(2)ア 次に、B、Cは、乙社の取締役として、G社、H社、I社との間で、従前甲社が行っていたのと同様の業務の発注を受けており、これは、甲社の事業の部類に属する取引を行うものに外ならないから、B、Cは、356条1項1号の競業避止義務にも反するものといえる。

イ そして、この場合、423条3項1号より、B、Cには任務懈怠が推定されるため、これをくつがえす事情のみとめられない本件では、任務懈怠を認められる。

(3)ア また、B、Cは、甲社の取締役として、甲社の人的資産、及び、取引先という営業上の財産といえるものについて、これを甲社において維持すべき義務を、善管注意義務、忠誠義務の一環として、負っていたものと考えられる。

(330条、民法644条、355条)。

イ であるにもかかわらず、B、Cは、自身らが取締役をつとめる乙社において、実質的には、甲社の株主であるAを排して営業を行う目的で、甲社の主要な従業員4名を引き抜き、また、主要取引先であるG社、H社、I社に、従前甲社が行っていた業務は、仕掛かり業務を含め、今後乙社で行う旨を通知し、その発注を受けている。

これは、上記の任務を懈怠するものといえる。

4 これらB、Cの任務懈怠について、故意又は過失が認められるかにつき、B、Cは、実質的には、甲社の100%の株を保有するAを排して、甲社で行っていた営業を行うことを目的として、これらの任務を意図的に懈怠したものといえるから、故意あるものといえる。

5 そして、B、Cの故意に基づく任務懈怠によって、甲社は、本件プリンター及び主要な従業員を失い、既に受注していた業務を遂行することができず、受注業務を全てキャンセルされるという損害、及び、主要取引先を奪われたことによる営業利益の逸失という損害を被ったものといえる。

6 以上より、B、Cは423条1項に基づき任務懈怠による損害賠償責任を負うものと考えられる。

## 第2 設問2について

1 本件プリンターを甲社に返還されるためには、本件プリンターの甲社、乙社間の売買契約（以下、「本件売買契約」とする）は無効であるとして、不当利得返還請求（民法703条）をすることが考えられる。

この本件売買契約の無効とは、本件売買契約は、第1の3(1)において検討した通り、利益相反取引であることに加え、甲社の「重要な財産の処分」にあたり、

362条4項1号より、甲社取締役会において、決定される必要があるところ、本件では、取締役会決議に瑕疵があり、無効であるから、本件売買契約は、一種の無権代理行為にあたる、と主張するものである。

2 そこでまず、本件プリンターの売買が、「重要な財産の処分」にあたるかにつき、本件プリンターは、甲社の営業に必要不可欠であったのだから、甲社の営業態様や、企業規模などに照らし、重要な財産の処分にあたるといえる。(362条4項1号)。

3 この本件売買契約は、甲社取締役会決議を経ているが、その決議においては、甲社監査役のAに対する招集通知を欠いている点で、368条1項に反する瑕疵がある。

この瑕疵は、監査役の業務執行の適法性への監査のための地位の独立性を保障し、適切な監督をなさしめるという法の趣旨からすれば、重大なものであり、決議の無効事由といえる。

4 しかし、決議が無効であっても、それは内部手続を欠くにとどまり、相手方たる乙社の取引の安全を考慮すれば、本件売買契約は無効とはならないのではないか。

これにつき、相手方たる乙社の取締役は、B、Cであり、決議が実質不存在であることについて、悪意であるといえ、このような者の取引の安全を保護する必要はないと考えられる。

5 よって、本件売買契約は無効であり、甲社は本件プリンターの返還を請求できる。(民法703条)。

以上